

月報私学

2025



VOL.327



キリスト教教育を柱に幼児教育を続けてきた東北学院幼稚園は、2022年に創立60周年を迎えました。大きなクヌギの木々に囲まれた自然豊かな園庭で毎日満足するまで遊び、友だちと楽しんで生きる力が育まれています。学校法人や設置校と連携を図り、大学生や高校生、宣教師などによるさまざまな活動が、世界に羽ばたく子ども達を支えています。

写真提供 学校法人東北学院 東北学院幼稚園（宮城県多賀城市）

CONTENTS

- 令和7年度 私学関係予算(案)の概要等 2
- シリーズ学校訪問記～未来に向かって～第19回
一生を描ききる学びを提供 リカレント教育 MUKOnoa⁺(ムコノアプラス) 6
- 連載⑧ 魅力あふれる学校づくりを目指して
「遊びを通して学ぶ」教育を主軸としての幼児教育 ～60周年を経て～ 8
- 経過的職域加算給付及び軽減保険料率の見通しに関する令和6年再計算結果(概要) 10
- 令和7年度の掛金等の率 12
- 進めよう! 健康経営® Vol.1 健康経営とは/学校法人 藤田学園の取り組み事例 13
- 採用時の手続き 14
- 人間ドック利用費用補助/共済定期保険にかかる学校加入コースのご案内 16
- 年金の時効に注意しましょう/無効の加入者証等の回収と返納のお願い/
加入者貸付の利率が変更します(令和7年5月から) 17
- INFORMATION 18
- 宿泊施設のご案内/融資事業のご案内 20

令和7年度

私学関係予算(案)の概要等

文部科学省

令和7年度政府予算(案)は、令和6年12月27日に閣議決定されました。

このうち、私学助成関係、幼児教育関係(主に私立幼稚園)、専修学校関係のものについての概要を説明します。

私立大学等経常費補助

私立大学等経常費補助は、私立の大学、短期大学、高等専門学校等の教育又は研究にかかる経常的経費について補助を行うものであり、令和7年度予算(案)では、2979億円(一般補助2773億円、特別補助207億円)となっております。

一般補助では、物価高騰等を踏まえ、理工農系・医歯系の教員単価の改善や、地域需要やアクセスに貢献する地方中小規模大学の学生単価の改善等を通じた重点支援を実施することとしています。併せて客観的指標に基づくメリハリある資金配分により、教育研究の質の向上の促進を図ります。

特別補助では、成長力強化に向けたデータサイエンス・AI教育の充実(14億円)や、研究施設等運営支援・大学院等の機能高度化による研究力強化、若手・女性研究者等支援(116

億円)、多様な学生の確保に向けた大学等の国際交流の基盤整備への支援(19億円)、社会人の組織的な受入れへの支援(2億円)等を支援します。

少子化が急速に進行する中、現在約63万人いる大学入学者数は、令和22年には約46万人になるという推計もあります。こうした状況も踏まえ、「時代と社会の変化を乗り越えるレジリエントな私立大学等への転換支援パッケージ」として、「集中改革期間」(令和6～10年度)を通じ、「チャレンジ」「連携・統合」「縮小・撤退」の三つの方向性に向けた支援の充実に図ります。

具体的には、日本の未来を支える人材育成を担い、付加価値を創出する新たな私立大学等のあり方を提起し、将来を見据えたチャレンジや経営判断を自ら行う経営改革を実現するため、①令和7年度の新規選定分を含め、教育研究面の構造的な転換や資源の集中等による機能強化、複数大学等の連携による経営の効率化や開設科目の相互補完等を支援する「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」(24億円)、②各種データや知見・ノウハウをフル活用する体制の構築等により、改革・改善の機を失わない主体的

な経営判断や、文部科学省や私学事業団による「アウトリーチ型支援」の推進(1億円)③成長分野等への組織転換や定員規模適正化に係る経営判断を支えるための支援(一般補助の内数)、④未来を支える人材を育む特色ある教育研究の推進など、特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等への重点的な支援を行う「私立大学等改革総合支援事業」(103億円)等により、私立大学等への総合的な支援の充実に図ります。

私立高等学校等経常費助成費等補助

私立高等学校等経常費助成費補助は、私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等に経常費助成を行う都道府県に対して、国がその一部を補助するものです。

主な内容として、物価・光熱費・人件費等の高騰を踏まえ、一般補助の幼児児童生徒一人当たり単価を増額するとともに、幼稚園教諭の人材確保を図るため、幼稚園教諭等の継続的な賃上げに対する支援を引き続き支援することに加え、教員のキャリアアップやマネジメント力の強化等を目的とした幼児教育の質の向上のための処遇改善を実施した場合の支援を新設しました。特別補助では、次世代を担う人材育成の促進や教育相談体制の整備等に取り組む学校への支援、特別な支援が必要

な幼児の受入れを行う幼稚園への支援や子育て支援を実施する幼稚園に対する支援、授業料減免による支援を引き続き実施します。さらに、外国人入学生受入れのための環境整備については、令和6年度予算から支援をしているところ、補助単価の拡充や個別メニューとして新設するなど、支援を拡充しています。

この他、過疎高等学校特別経費や国がその教育の推進に必要な経費の一部を補助する特定教育方法支援事業について、必要な経費を引き続き計上しています。

これらを含めた私立高等学校等経常費助成費等補助の総額は、1014億円となっております。

私立学校施設・設備の整備の推進

私立学校施設・設備整備費補助は、建学の精神や特色を生かした質の高い教育研究活動の基盤となる施設・設備の整備を支援するものです。

主な内容として、私立学校施設の令和10年度までの耐震化完了に向けて、構造体の耐震化や非構造部材の落下防止対策のほか、避難所機能の強化等による安全・安心な教育環境の実現を重点的に支援するために45億円、成長分野等をけん引する教育研究環境の高度化による研究力・国際競争力の向上に資する装置・設備等の整備を支援する

日本私立学校振興・共済事業団の令和7年度貸付事業については、私立学校の耐震改築・改修事業、老朽校舎や私立大学附属病院の建て替え等の施設・設備の整備事業、災害復旧事業等に対する資金の貸付として600億円を計画しており、その財源の一部として財政融資資金294億円を計上しています。

日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業等

この他、令和6年度末までの時限措置であった耐震改築事業の令和8年度末までの延長や非構造部材の耐震点検費のみに対する補助を新設し、支援を拡充しています。

助成業務

融資制度の改正により来年度より開始予定の主な支援内容としては、資金交付時期の見直し等を実施します。また、共済業務に係る事業費補助金及び事務費等補助金としては、1561億円を計上しています。

日本私立学校振興・共済事業団の令和7年度貸付事業については、私立学校の耐震改築・改修事業、老朽校舎や私立大学附属病院の建て替え等の施設・設備の整備事業、災害復旧事業等に対する資金の貸付として600億円を計画しており、その財源の一部として財政融資資金294億円を計上しています。

令和6年度補正予算

令和6年12月17日、令和6年度補正予算が成立しました。私立学校関係については、防災・被災、国土強靱化の推進など私立学校の耐震化、熱中症対策としてのエアコン設置や照明のLED化を含む防災機能強化等に必要の予算として113億円、成長分野をけん引する私立学校の教育研究環境（装置・設備等）の高度化に必要な予算として16億円を計上しています。

私立大学等の改革の推進等

～チャレンジする私立学校の主体的な改革を後押しする総合的な支援の充実～

令和7年度予算額（案） 4,084億円
（前年度予算額） 4,083億円
[令和6年度補正予算額] 144億円



私立大学等経常費補助

2,979億円 (2,978億円)
[令和6年度補正予算額] 9億円

約75%の学生が在学し、社会の各分野において活躍する専門人材を数多く輩出している私立大学等に対して、教育条件の維持向上等を図るとともに、改革に取り組む私立大学等を重点的に支援

(1) 一般補助 2,773億円 (2,772億円)

私立大学等の教育研究に係る経常的経費を支援
○物価高騰等を踏まえた理工農系・医歯系の教員単価改善、客観的指標等によるメリハリある重点支援等

(2) 特別補助 207億円 (207億円)

特色・強みを活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援

◆時代と社会の変化を乗り越えるレジリエントな私立大学等への転換支援パッケージ

- 少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援 25億円（一般補助の内訳）
①新たな私立大学等のあり方を提起し、チャレンジや経営判断を自ら行う経営改革の実現等を支援 24億円（一般補助+特別補助）
メニュー1：少子化時代を乗り越える教育力で乗り越える、私立大学等戦略的経営改革支援（中・小規模大学中心）
メニュー2：複数大学等の連携による機能の共同化・高度化を通じた経営改革支援
- ②私学経営DXの推進を通じた「アウトリーチ型支援」1億円（特別補助）
- ③成長分野等への組織転換促進（一般補助の内訳）
- ④定員規模適正化に係る経営判断を支えるための支援（一般補助の内訳）
- 私立大学等改革総合支援事業 103億円（一般補助+特別補助）
特色ある教育研究の推進や地域連携・プラットフォーム形成等を通じた地域社会への貢献、社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援
- 成長力強化に貢献する質の高い教育（地方貢献、教理、データ/CE/AS/AI教育、DX）14億円（14億円）
- 研究施設等運営支援及び大学院等の機能高度化への支援 116億円（115億円）
- 大学等の国際交流の基盤整備への支援 19億円（19億円）
- 社会人の組織的な受け入れへの支援 2億円（2億円）

私立高等学校等経常費助成費等補助

1,014億円 (1,012億円)
[令和6年度補正予算額] 5億円

私立高等学校等の教育条件の維持向上等を図るとともに、自主性に基く特色ある質の高い教育を充実するため、都道府県による私立高等学校等の経常的経費への助成を支援

(1) 一般補助 844億円 (843億円)

都道府県による私立高等学校等の経常的経費への助成を支援
○物価高騰等を踏まえた幼児児童生徒1人当たり単価の増額
○幼稚園教諭等の継続的な賃上げに対する支援を引き続き実施するとともに、幼児教育の質の向上のための処遇改善を新たに創設

(2) 特別補助 137億円 (138億円)

- 教育改革推進特別経費 56億円 (55億円)
都道府県が、私立学校の特色ある取組等に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助
①教育の質の向上を図る学校支援経費 18億円 (17億円)
次世代を担う人材育成の促進、外国人入学生の受入れのための環境整備【新規】、教育相談体制の整備、安全確保の推進、ICT教育環境の整備、教員業務支援員の配置等
- ②子育て支援推進経費 38億円 (37億円)
預かり保育推進事業、幼稚園の子育て支援活動の推進
- 幼稚園等特別支援教育経費 77億円 (75億円)
都道府県が、特別な支援が必要な幼児が1人以上就園している私立の幼稚園等に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助
※上記のほか、授業料減免事業、過疎対策として、5億円を計上

(3) 特定教育方法支援事業 33億円 (32億円)

○特別支援学校等に対して、国がその教育の推進に必要な経費の一部を補助

私立学校施設・設備の整備の推進

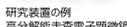
91億円 (93億円) [令和6年度補正予算額] 129億円

(1) 安全・安心な教育環境の実現 45億円 (45億円)

○防災・減災、国土強靱化の推進による安全・安心な教育環境を確保するため、引き続き非構造部材や構造体の耐震対策、避難所機能の強化等の防災機能強化を重点的に支援
注：このほか日本私立学校振興・共済事業団において耐震化・施設の建替え等の融資事業を実施 事業（貸付）規模600億円（うち財政融資資金 294億円）

(2) 私立大学等の研究力・国際競争力の向上 23億円 (23億円)

○私立大学等の多様で特色ある教育研究環境（装置・設備・施設）を一層高度化・強化することで、優秀な若手研究者等を引き付け研究力・国際競争力を向上し、研究成果の成長分野等への社会実装を加速化するなど、社会経済の発展に寄与



※子ども・子育て支援制度移行分を含む。単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

(3) 私立高等学校等の教育DXの推進 22億円 (21億円)

○学校教育の基盤的なツールであるICT端末・設備を整備・更新し、各私立学校の特色を活かした個別最適な学び・協働的な学びを実現するため、1人1台端末・電子黒板や、周辺機器等のICT教育設備・校内LANの整備を支援

(4) 持続可能な教育環境の実現 1億円 (4億円)

○熱中症による事故を防止するため空調設備の整備を推進
○光熱費高騰等への対応として省エネルギー化（照明設備のLED化・空調設備の高効率化）を加速し、持続可能な教育研究環境を実現するとともに、温暖化対策に貢献



（担当：高等教育局私学部私学助成課）

幼児教育関係予算(案)

令和7年度幼児教育関係予算(案)等において、自治体への支援、調査研究、教育環境の整備等のための経費を計上しており、全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障する取組を進めてまいります。

◆自治体への支援

自治体における幼児教育センター等の幼児教育推進体制等を活用して、架け橋期(5歳児から小学校1年生までの2年間)のカリキュラムの策定や架け橋期のコーディネーターの育成・派遣を行うなど、全国規模で「**幼児小の架け橋プログラム**」を推進し、幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を図ります。

◆調査研究等

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上に向け、幼保小の接続による不登校・いじめ対策等、幼児教育施設における教育課題、子育ての支援や家庭等との連携強化等に関する調査研究を実施します。

また、幼稚園教諭等の人材については、需要の高止まりに供給が追い付いていない中で、より多くの人材が幼児教育の道を志すとともに、離職者が円滑に復職できるように、大学等を拠点とする「職」の魅力発信などの取組を行

うほか、継続的に働き続けられる職場環境の中で体系的に資質能力を向上させていけるよう、園務改善の実証事業を実施します。

さらに、子供の成長に資する質の高い幼児教育を科学的に明らかにし、今後の幼児教育の政策形成に資するエビデンスを得るため、幼児教育に関する大規模縦断調査を実施します。

加えて、幼稚園教育要領の正しい理解の下で適切な教育課程が編成・実践されるよう、実践されるよう、研究協議会の開催や指導資料の作成を行うとともに、OECDが行う調査に参加し、質の高い幼児教育の提供に向けた重要な基礎情報を収集します。

◆教育環境の整備

喫緊の課題に直面する施設における教育環境の整備を支援するため、幼児の学びに必要な遊具・運動用具

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上

令和7年度予算額(案)	22億円
(前年度予算額)	23億円
令和6年度補正予算額	40億円

○ 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上に向けて、自治体への支援、調査研究、教育環境の整備等により、全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障する。

1 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を支える自治体への支援 5.3億円(新規)

自治体における幼児教育センター等の幼児教育推進体制等を活用して、架け橋期(5歳児から小学校1年生までの2年間)のカリキュラムの策定や架け橋期のコーディネーターの育成・派遣を行うなど、**全国規模で「幼児小の架け橋プログラム」を推進し**、幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を図る。

幼児教育推進体制等を活用した**幼児小の架け橋プログラム促進事業** 5.3億円(新規)

2 幼児教育の質の向上に関する調査研究等 3.4億円(5.6億円)

幼児期の学びを深めていくための調査研究や、**幼児教育の「職」の魅力向上・発信**のための実証・モデル事業、幼児教育が子供の発達や小学校以降の学習や生活に与える影響について検証するための**大規模な追跡調査**等を実施し、幼児教育の質の向上を図る。

- ① 幼児教育の学び強化事業(新たに幼保小接続による不登校・いじめ対策等に関する調査研究も実施予定) 0.7億円(0.7億円)
- ② 大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業 1.2億円(1.3億円)
- ③ 幼児教育に関する大規模縦断調査事業 1.1億円(0.8億円)
- ④ 幼児教育の理解・発展推進事業 0.3億円(0.3億円) 等

3 幼児教育の質を支える教育環境の整備 13億円(13億円)

ICT環境整備や施設の耐震化等、幼児教育の質を支える教育環境整備を支援する。

- ① 教育支援体制整備事業費交付金 8億円(9億円)【令和6年度補正予算額 17億円】
- ② 私立幼稚園施設整備費補助金 5億円(5億円)【令和6年度補正予算額 23億円】

※四捨五入の影響により、計が一致しない場合がある。担当：初等中等教育局幼児教育課

等の整備、教職員の研修、園務の平準化など、幼児教育の質の向上を支える環境整備を支援します。

また、緊急の課題となっている国土強靱化の取組を推進する耐震対策、アスレチック遊具や防音壁等の施設整備に要する経費を支援します。

専修学校関係予算(案)

令和7年度の専修学校関係予算(案)では、①専修学校教育の振興に資する取組、②専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取組の二つを柱として、多様な振興策に要する経費を計上しています。

◆専修学校教育の振興に資する取組

「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」

人口減少地域において、教育の質を確保しつつ、社会や産業のニーズに定める専修学校を支援するため、地域活性化につながる取組モデルを構築するとともに、国家戦略に特化した教育カリキュラムを開発するために必要な経費を新たに計上しています。また、社会的ニーズに応じた専門的職業人材を育成するため、専門学校と高等学校、教育委員会等の行政及び企業が協働で高・専一貫の教育プログラムを開発するモデルを構築し、その成果の普及を図ってまいります。

「専修学校の国際化推進事業」

専修学校において、外国人留学生の戦略的受入れの促進と円滑な就職、その後の定着までを見据えた就職先企業との連携に関するモデルを構築するとともに、国際化に向けた体制整備を行う取組について、箇所数を拡充のうえ推進します。

「高等専修学校における多様な学びを保障する先導的研究事業」

高等専修学校に求められる職業教育機能を強化し、「学びのセーフティネット」としての役割を果たすために必要となる事項について整理するとともに、モデルとなるカリキュラム等を開発し、その成果の普及を図っていきます。なお、令和6年度補正予算では、高等専修学校においてICTを活用した理系教育を推進するためのモデルとなるカリキュラム等の開発、普及啓発を行うために必要な経費を計上しています。

「地方やデジタル分野における専修学校理系転換等推進事業」

IT人材の不足等に対応するため、最新の技術動向や市場ニーズに即したカリキュラムの調査・設計等の取組を支援することで、専修学校における学科の「理系転換」等の再編を推進します。

「専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育（リ・スキリング）推進事業」

専修学校におけるリカレント教育の

充実に向け、専修学校と企業・業界団体等が連携体制を構築し、各職業分野において受講者の知識・スキルを最新のものにアップデートできるリカレント教育コンテンツを作成するとともに、専修学校のリカレント教育講座が安定的・持続的に受講者を確保できる体制の構築及びモデルの普及展開を図っていきます。

「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」

職業実践専門課程による取組の更なる質向上に向けた先進モデルの開発や、教職員の資質能力向上の推進に向けた自主的・持続的な研修実施の体制づくり及び研修プログラムの開発、職業教育のマネジメント強化のための実証研究及び普及の推進等、専修学校全体の質保証・向上に向けた多様な取組を推進するとともに、分野毎の専門評価組織の立ち上げと評価基準の策定、モデル評価の実施等に必要な経費を新たに計上しています。なお、令和6年度補正予算では、職業実践専門課程等の認定業務効率化のため、システム化を見据えた試行・検証を行うために必要な経費を計上しています。

「専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業」

効果的な情報集約・情報発信

の在り方について検討・検証を行い、引き続き専修学校の魅力の効率的な広報・発信を実施します。

◆「専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取組」

各専門門校が授業を継続していくために必要となる対策に係る経費を補助するための経費、学校施設や非構造部材の耐震化工事、教育装置や情報処理関係設備の整備、エコ改修工事等の専修学校の教育基盤の整備に必要な経費

◆「その他（専修学校への修学支援に資する取組）」

多子世帯について授業料・入学金を上限額まで所得制限なく無償化する等、修学に係る経済的負担の軽減の実施に必要な経費を計上しています。（総合教育政策局生涯学習推進課 専修学校教育推進室）

令和7年度 専修学校関係予算案

（ ）は前年度予算額

専修学校教育の振興に資する取組 22億円 (22億円) 令和6年度補正予算額 2.5億円

【人材養成機能の向上】

- 専修学校による地域産業中核的人材養成事業** 8.9億円 (9.5億円)

中長期的に必要な専門的職業人材の養成に係る新たな教育モデルの構築等を進めるとともに、地域特性に応じた職業人材養成モデルの開発を行う。

・人口減少地域の職業人材を確保するための専修学校振興プログラム / 専門学校と高等学校の有機連携プログラムの開発・実証
- 専修学校の国際化推進事業** 3.0億円 (2.5億円)

専修学校において、外国人留学生の戦略的受入れの促進と円滑な就職、その後の定着までを見据えた就職先企業との連携に関するモデルを構築するとともに、国際化に向けた体制整備を行う。
- 高等専修学校における多様な学びを保障する先導的研究事業** 1.2億円 (1.2億円)

高等専修学校に求められる職業教育機能を強化し、「学びのセーフティネット」としての役割を果たすために必要となる事項について整理するとともに、モデルとなるカリキュラム等の開発、普及啓発を行う。

※このほか、令和6年度補正予算として、高等専修学校におけるDX人材育成のための取組を支援する経費を措置 (2億円)
- 地方やデジタル分野における専修学校理系転換等推進事業** 3.3億円 (3.3億円)

IT人材その他理系人材の不足等に対応していくため、最新の技術動向や市場ニーズに即したカリキュラムの調査・設計等の取組を支援することで、専修学校における学科の「理系転換」等の再編を推進する。
- 専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育（リ・スキリング）推進事業** 3.9億円 (4.0億円)

専修学校と企業・業界団体等が連携し、各職業分野において受講者の知識・スキルを最新のものにアップデートできるリカレント教育のコンテンツを作成するとともに、業界団体を通じて教育コンテンツの情報提供を行う体制を作るモデルを構築する。

【質保証・向上】

- 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進** 1.8億円 (1.4億円)

専修学校における研修プログラム開発や研修体制づくり等による教育体制の充実を図るとともに、先進モデルの開発等による職業実践専門課程の充実に資する取組や教育マネジメントの強化の推進等を通じ、職業教育の充実及び専修学校の質保証・向上を図る。

※このほか、令和6年度補正予算として、大臣認定業務のシステム化に向けた検討に必要な経費を計上 (0.5億円)
- 専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業** 0.4億円 (0.4億円)

専門学校や高等専修学校が担う職業教育等の魅力発信力を強化するため、効果的な情報発信の在り方について検討・検証を行う。

専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取組 2億円 (3億円) 令和6年度補正予算額 3億円

- 私立学校施設整備費補助金**

学校施設等の耐震化、アスベスト対策等に係る経費、教育装置、ICT活用等に係る経費のほか、太陽光発電の導入等のエコ改修等の学校環境改善に係る経費を補助。
- 私立大学等研究設備整備費等補助金**

新型コロナウイルス感染症等対策を講じながら、授業を実施する際に必要な情報処理関係設備の整備に係る経費を補助。

その他関係予算

- 高等学校等就学支援金交付金（内数） 4,048億円 (4,063億円)
 - 高校生等奨学給付金（内数） 147億円 (147億円)
 - 高等教育の修学支援の充実（内数）（ごども家庭庁計上） 6,532億円 (5,438億円)
 - 日本学生支援機構の奨学金事業（内数） 962億円 (974億円)

※貸与型無利子奨学金（一般会計）分
 - 国費外国人留学生制度（内数） 177億円 (182億円)
- (注) 四捨五入の関係で、係数は合計と一致しない。

学校訪問記〜未来に向かって〜第19回

一生を描ききる学びを提供

リカレント教育 MUKONNOA+(ムコノアプラス)

学校法人武庫川学院 武庫川女子大学

◆武庫川女子大学について

武庫川女子大学の前身に当たる武庫川学院女子大学が昭和24年に開学し、昭和33年には武庫川女子大学に改称し現在に至ります。令和7年度には、環境共生学部を開設し、13学部21学科体制を構築、学生数約1万人の日本最大規模の女子総合大学となります。毎年2千人を超える学生を社会に輩出し、卒業生は約20万人に上ります。

立学の特徴である、「高い知性」、「善良な情操」、「高雅な徳性」を兼ね備えた有為な女性の育成を理念に掲げ、幅広い教養と豊かな人間性を育む全人教育を実践しています。

◆「MUKONNOA+」の始動

現代社会は目まぐるしく変化を続けており、個人を取り巻く環境もさまざまなライフイベント(就職・転職・結婚・出産、子育てなど)に応じて変化しています。また、国の答申等では、人生100年時代の到来により、一人一人の学ぶ時期や進路の多様化が予測されており、こうした社会の構造変化に対応するため、社会人のリカレント教育・リスキリングの必要性が高まっています。

同大学では、リカレント教育セン

ター(以下「センター」といいます)を5年4月に開設し、リカレント教育「MUKONNOA+(ムコノアプラス)」を開始させました。「MUKONNOA+」は、主に卒業生やビジネスパーソンを対象として、時代や社会のニーズに合わせて学び直しをする人や転職を考えている人を支援するプログラムです。

本プログラムは、大きく二つの特徴があります。一つは、「IT・DXに特化した充実した講座」です。DXやプログラミングなどの仕事に必要なスキルに特化した講座を150以上開設しています。もう一つが、「キャリア支援」です。プロのキャリアカウンセラーが常駐しており、無料のキャリア相談や転職・再就職支援を受けることができます。この二本柱でトータルキャリアをサポートしています。

センターは、兵庫県西宮市の西宮北口キャンパスに所在しています。阪急電鉄「西宮北口駅」徒歩5分とアクセスが良く社会人が通学しやすい環境にあります。当初は既存のキャンパス内にセンターを設置する予定でしたが、よりアクセスの良いこの地を取得することができ、リカレント教育の拠点と



西宮北口キャンパス

なっています。

◆「MUKONNOA+」始動までの経緯

学校法人武庫川学院の創立80周年である元年度に、20年後の100周年を見据えたビジョン「MUKONNOA+ Vision」を策定しました。同ビジョンでは、法人及び大学が目指す「女性のための教育」の未来像として「一生を描ききる女性力を。」を掲げており、在学時だけでなく卒業後の教育サポート体制の整備も目指しています。

一方で、経営学部(2年度開設)の設置準備室に学外から着任したばかりの高橋千枝子教授は、約19万人(当時)を超える卒業生がいるにもかかわらず、リカレント教育が不十分であると感じており、その必要性について理事長を始めとしたトップ陣に提言しました。

策定されたビジョンや高橋教授の提言を踏まえ、同ビジョンのプロジェクトの一環として、リカレント教育「MUKONNOA+」の5年4月開始に向けて動き出しました。

◆ニーズ調査等に基づいた事業戦略

本プログラムを検討するに当たり、高橋教授を中心として、リカレント教育に関するニーズ調査や先行大学へのヒアリング等を実施し、調査結果を分析し定期的に議論を重ねました。

3年度に実施したニーズ調査では、「卒業生向けアンケート調査」だけでなく、広く一般のニーズも調べるため、「一般の社会人向けアンケート調査」、「企業ニーズ調査」も行いました。

調査の結果、卒業生の約6割がリカレント教育を受けたことがない一方で、約8割がリカレント教育の受講を希望していることが分かりました。受講意欲が高い一方で、仕事等で忙しく受講する時間がない者が半数以上であり、対面授業よりも利便性の高い遠隔授業(オンデマンド・リアルタイム配信含む)を希望する傾向にありました。同大学にとって意外だったのが、女性起業家・管理職養成講座へのニーズは少なかったことです。起業や管理職になることよりも現在の仕事に活かすスキルアップをより望んでいることが分かりました。企業からはプログラミング等のIT関連のスキルへのニーズが多いことも踏まえ、本プログラムを「IT・

DX」に特化した講座で充実させ、対象者を卒業生だけではなく一般の社会人も含めることで受講者の確保を目指しました。

また、専門家によるキャリア相談や転職・再就職支援の要望が多かったことから、当初計画にはなかったキャリア支援も併せて行うことで学び直しをサポートすることとしました。

◆運営体制

本プログラムを実施するに当たり、同大学の多忙な教員のみで多種多様な講座を安定的に提供することが難しいことが課題でした。

そこで、同大学の資格スクールとして元々繋がりがある株式会社ワークアカデミーと、株式会社りそな銀行とで連携協力をを行う三者協定を締結しました。

資格とキャリアスクールの「noa」を運営しているワークアカデミーのノウハウを活用し、講師を派遣してもらうことで、多様な講座を安定的に提供することができるようになりました。

これにより同大学の講座開設の負担が軽減され、募集活動に注力することができるようになりました。また、りそな銀行から、関西圏の優良企業を多く紹介してもらい、ワークアカデミーから派遣されるキャリアカウンセラーを通じて転職・再就職を行っています。このように三者間で役割分担をしながら運営しており、お互いに意見を出し合いながらパートナーとして運営して

います。

◆講座内容

本プログラムでは、対面講座だけでなく、オンデマンドやリアルタイムオンライン講座の受講も可能です。ライフスタイルに応じて受講形態を選択することができ、受講者にとって利便性が高い体制を整えています。5年度は延べ約400名の受講者がいました。

対面講座では、受講者が一堂に会し同じ内容を受講する一斉授業だけではなく、受講者が都合の良い時間帯で教室の席を予約し、テキスト等を用いながら自身の講座を学習するものもあります。一つの教室内に、異なる講座を学ぶ受講者が混在しますが、講師が複数の分野を熟知しているため、各自の質問に対応することができます。また、各受講者の進捗に応じて、講師が声をかけ、振り返り等を行うことで、理解が深まり受講者の満足度が高く好評です。

多く受講されている講座はMOS (Microsoft Office Specialist) といった業務に必要なスキルアップに関連するものです。またIllustratorやPhotoshopなどといったデザインやホームページ作成に関連した講座やAI活用を実践的に学ぶ講座も人気です。

◆キャリア支援

キャリアアドバイザーによるキャリア

相談を月・水・土曜日に開催しておりオンラインによる相談がメインとなっております。転職、再就職先の相談・紹介だけでなく、現在の仕事の悩みや受講講座に関する事など、幅広く対応しており、「キャリアアップ」と「転職相談」が同時に行えるとして好評です。5年度は延べ900件を超えるキャリア相談があり、月1〜2人が転職・再就職をしています。

また、センターの施設内で、既卒者向けの合同企業説明会を3か月に1回程度のペースで開催しており、好評を博しています。



合同企業説明会

◆周知活動

本プログラムの継続的な受講者の確保には、認知度の向上が必要です。そのため、まずは卒業生を中心に周知活動を行っています。会報誌で特集を組

んだり、メルマガ配信を行うほか、卒業生の集まりに参加する学長等に本プログラムを紹介してもらうなど、さまざまな機会を活用し、周知活動を行っています。また卒業生だけでなく、在学生やその保護者、附属中学・高等学校の生徒・保護者に対しても案内の配布や説明を行っています。その結果、在学生からの認知度は高まっています。

◆今後の展望

高橋教授は、センターの開設からセンター長に就任し、本プログラムの更なる発展に向けて邁進しています。まずは本プログラムの認知度をより一層高めることで、卒業生の受講者をもっと増やすだけでなく、地元一般の方、特に男性の受講者を増やし、規模の拡大を目指しています。

また、今後の夢は、米国にあるコミュニティカレッジのように、長い期間の学び直しができるしくみを構築することです。米国では雇用の流動性が高く、例えば、一年間休職し、コミュニティカレッジで一年間学び直し、キャリアアップしてビジネスの場に戻っていくことが一般的に行われています。日本も今後、同じように変化していくのではないかと感じています。

このように同大学では、本プログラムの受講者の増加にとどまらず、今後の高等教育機関が社会構造の変化に対応していく必要性も考えています。

【取材】私学経営情報センター

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 ⑦ 「遊びを通じて学ぶ」教育を主軸としての幼児教育 ～60周年を経て～
東北学院幼稚園 園長 島内久美子

1. 建学の精神「福音主義キリスト教」の信仰に基づく「個人の尊厳の重視と人格の完成」の教育

1962年4月、東北学院大学工学部の新設と同時に地域の要望もあり、多賀城校地の一部を用いて東北学院幼稚園が開設され、キリスト教による幼児教育の一端を担うことになり、地域社会への奉仕の業ともなりました。1985年12月、園舎を移転・新築して次の時代に備えることになりました。

本園は、学校法人東北学院のスクーラム motto 「LIFE(命) LIGHT(光) LOVE(愛)・神から与えられた福音に基づき、人々の命のために仕え、人々に光を与えるために働き、人々を自分のように愛する」に基づき、教育目標を「神さまに愛されていることを知ることによって、他の人を愛することのできる子どもに育てる」、「自分の考えや意見をしっかりと持ち、友だちとともに行動できる子どもに育てる」、「物事に意欲的に取り組み、最後までやり抜く子どもに育てる」とし、子どもたちの生きる力を育てています。

2. 子どもたちが「よく生きる」ための将来像

東北学院は、2036年の創立150周年を見据えた「TGGrandvision 150」(東北学院中長期計画)(以下「TGGV150」といいます)を策定しています。また、ビジョンを実現するために達成すべき将来像を掲げ、全期間20年を5年(第I～IV期)に分け中期計画を策定し事業を展開しています。

TGGV150における本園の将来像(新しいTGGブランド)は、「キリスト教育の下、イエス・キリストとの交わりに支えられ、今の時を喜びと感謝をもって生き、聖書のみ言葉より生涯にわたる生き方の基礎を培い、隣人とともに生きる社会を作る人間としての基礎を育む幼稚園となる。」としています。

TGGV150における本園の具体的な政策目標は、「1. 礼拝・あそび・体験教育を通じて、建学の精神に基づく人間的基礎教育の実践による、主体性、社会性、協調性のある子どもの育成」、「2. 園児の健やかな成長を促す

ための教育の質向上」、「3. 地域社会と交流する機会を設けることによる、隣人愛の精神の涵養、社会生活をよりよく生きる基礎と地域社会との信頼関係の構築」、「4. 大学・高等学校・中学校との連携活動を通じ、将来にわたる東北学院に連なることを喜び、キリスト教の精神をもって社会生活を営む資質の育成」、「5. 教員の最適な人員構成の実現」、「6. 園の持続的な発展の基礎となる健全な財政基盤の確立」、「7. 快適な園生活を構築するための、施設設備計画に基づいた教育環境の整備・実現」としています。

2023年度はTGGV150第II期中期計画(2021～2025年度)の中間年であることから、中間検証を実施し、本園の七つの政策目標の進捗確認を実施しました。これらの内容はすべてホームページに公開しています。

私たち園を支える者として、ビジョン(将来像)「ゆたかに学び 地域へ世界へ ―よく生きる心が育つ東北学院―」をしっかりと認識し良い学びを提供したいと考えています。

3. 「遊び」は幼児にとって重要な「学び」

本園は友だちと一緒に納得のいくまで遊べる環境と時間を十分に確保し、「遊び」を通して「学ぶ」ことを大切に考えています。本園が考える遊びとは、与えられ、仕向けられたものではなく、自分で見つけ、いろいろ試しながらさらに楽しく発展させていく子ども主体

の遊びです。それは、遊ぶ材料を与えられなければ、方法を教えてもらえなければ遊べない子どもではなく、試行錯誤しながら自ら遊ぶことができる子どもに育てます。このように「たのしい」と思わず口からこぼれるほど夢中になって遊んだ子どもは、想像力や好奇心、探求心といった生きる力の基礎を大きく伸ばしていきます。そこから友だちとの協働性が生まれます。このような遊びの経験の積み重ねは、やがて学びにも「おもしろさ」を見出せる資質を育てていくと考えています。

4. 子どもたちの「たのしい学び」を支える活動

近年、体験教育に力を入れ、さまざまな取り組みをしています。その中の食育活動をご紹介します。5月に子どもたちが実際に田植えを体験し、秋に収穫したお米をみんなで食べる「レストランごっこ」という活動があります。11月の第4木曜日、ヨーロッパからアメリカ大陸に渡ったキリスト教徒たちが、荒野を開拓し、初めての収穫物を神さまに感謝したことを記念する「サンクスギビングデイ(感謝祭)」に、本園でも神さまからのお恵みに、沢山の人の働きに感謝することを目的に「レストランごっこ」を行います。レストランは5歳児が運営し、年下の子どもたちはお客さんとなり、働く5歳児の姿に羨望の眼差しを向けます。その時の憧れの気持ちがあり、「レス



レストランごっこ

「レストランごっこ」の話を出すとすぐに意欲をのぞかせます。仕事の分担・必要なのは何かなど子どもたちで話し合いが進められ、教師はアドバイザー的な役割となります。レストランのメニューは自分たちでも作ることができるとなり、例年夏、5歳児を対象に行われるサマーデイキャンプでカレー作りをした経験からカレーに決まります。使うお米は自分たちが田植えをしたお米を使用し、食材の野菜は各家庭から持ち寄ります。お金の代わりにチケットやお店に飾る花などの飾りも自分たちで作っていきます。その後、自分たちの食べる時間を確保するために担当を前半と後半に分け、どのようにしたらお客さんを待たせないで交代できるかなど話し合い、綿密なりハールも行われます。当日、店頭でチケットを受け取る係は「いらっしや

いませ」と元気に声を上げ、案内係は「こっちの席が空いています」と年下の子を優しく導き、配膳係は「少しですが、大盛りですか?」と配慮するなど懸命に働きます。閉店し、片付けまで終えると、子どもたちはやり遂げた満足感から自信に満ちた表情を見せます。このように、やりたいことを試行錯誤しながら友だちと実現し、やり遂げたことで自信につながる活動を行うことで、「やってみよう」とする意欲、見通しをもって課題に取り組みむ力とし、小学校以降の学びを「たのしい」と思うことができる基礎を育み支えていきたいと思っています。

5. 子どもたちの成長のためのさまざまな取り組み

本園は、園内の行事だけではなく、地域社会との交流や同法人内に設置する大学・高等学校・中学校と連携を行っています。

J2ベガルタ仙台に加入した本園卒園の現役選手を招いて、子どもたちのためにサッカー教室を開きました。その様子がメディアで報道され、インタビューでは「この幼稚園でサッカーに出会いました。好きなことを十分にできる環境があり、友だちとサッカーをする喜びを教えてもらいました。」と話していました。子どもたちは、好きなことを思う存分することはやがて夢へとつながることを感じ、将来に向かって目を輝かせていました。



ベガルタ仙台サッカー教室

また、同法人の設置学校との連携と

して、本院宗教センターの活動に協力している宣教師の方々から出身国の文化を紹介してもらい、子どもたちが異文化に触れる活動や、東北学院高校の生徒が年間20日間、ボランティア活動の一環として来園し、園児と触れ合いの時間を持っています。このような異なる年齢との関わりは、園児の成長への刺激と知的好奇心が育つ活動となっています。今後もさまざまな取り組みにより生きる力の土台を育てていきたいと思っています。

そして、子どもたちの大きな成長を実感できるのは、2023年4月に開学した大学五橋キャンパスの1000席を有する押川記念ホールでの発表会です。子どもたちはこの日のために練習を積み重ねた演目を、保護者、祖母、近隣の皆様等の前で発表します。

内容は各クラスで子どもたちと話し合っただけでした。当日は想像を超えた広いホールに緊張する園児もいますが、園での1年間の成長が支えとなり、練習の成果を発揮することができました。保護者は我が子だけではなく、ともに過ごした友だちのことも温かく見守り、発表が終わると、ホールは大きな拍手で包まれました。子どもたちは、拍手とともに達成を実感し、笑みがこぼれます。子どもたちの喜ぶ姿はひとしおで、これは幼稚園だけではなく、子どもたちの成長を皆さんが支え、喜んでいただいている証と実感しています。

6. さらに魅力を求めて

今後も「建学の精神」と「子どもの遊び」を根底に据え、地域社会との交流や設置学校と連携して、幼稚園だけでは成し遂げることが難しいことにも挑戦していきたいと思っています。

そして、卒園児が園を訪れ、子どもたちと一緒に「遊ぶ」ことが繰り返されることにより、「魅力あふれる学校づくり」になり、本院が目指す人格教育につながります。

今後も子どもたちの「遊び」を大切にして「子どもの育ちの可能性」を大切にしていきます。

寄稿者紹介

島内 久美子（しまうち くみこ）
2022年園長に就任し、現在に至る。

経過的職域加算給付及び軽減保険料率の見通しに関する 令和6年再計算結果（概要）

数理統計室

公的年金の財政検証及び再計算は、少なくとも5年ごとに実施する年金財政の健康診断です。

再計算の趣旨

令和6年は、公的年金の財政検証の時期に当たります。これに合わせて私学共済においても、日本私立学校振興・共済事業団共済規程に基づき、厚生年金保険における財政検証の経済前提等を踏まえた経過的職域加算給付（※1）及び軽減保険料率（※2）の見通しに関する再計算を行いました。

※1 経過的職域加算給付

平成27年10月の被用者年金制度一元化（以下「一元化」といいます）に伴い、共済年金の職域加算額は廃止されましたが、一元化後に年金を決定した場合、一元化前の期間（平成27年9月までの加入者期間）については、経過措置として職域加算相当額（共済年金）が支給されます。

ここでは、この職域加算相当額と、一元化前にすでに決定した共済年金の職域加算額等を合わせて「経過的職域加算給付」と総称しています。

※2 軽減保険料率

一元化に伴う積立金の仕分け後、なお私学共済に残る積立金（経過的長期給付積立金のことをいいます）を活用して、法律で定められた期間及び軽減幅の範囲内で、私学共済の加入者にかかる厚生年金保険の保険料率の軽減を行うことができるとされています。

「軽減保険料率」とは、この軽減後の厚生年金保険の保険料率のことを意味し、具体的な率は共済規程で定められます。

◆再計算を行う理由

経過的職域加算給付は、経過的長期給付積立金を主な財源として、将来にわたって確実に支給していく必要があります。

一方、軽減保険料率は、保険料負担軽減額（※3）の現在額（※4）を経過的長期給付積立金で賄うことを前提として設定します。

このため、保険料負担軽減額については、経過的長期給付積立金から経過的職域加算給付にかかる実支出額（当該給付に要する費用〔支出〕と当該給付にかかる国庫補助〔収入〕との差額）の現在額を差し引いた額の範囲に収まっている必要があります。

このような経過的職域加算給付及び経過的長期給付積立金と、軽減保険料率の関係を踏まえ、これらの将来見通しを定期的（少なくとも5年ごと）に確認（計算）し、具体的な軽減保険料率を設定していくこととなります。

※3 保険料負担軽減額

私学共済の加入者にかかる本来の厚生年金保険料率を適用した場合に計算される収入額と、軽減保険料率を適用した場合に計算される収入額との差額

※4 現在額
年度ごとに運用利回りで現在額（令和5年度末時点）に換算した値

経済前提

再計算を行うためには、次のような経済前提が必要となります。

- ・物価上昇率
- ・賃金上昇率
- ・運用利回り

今回の再計算では、厚生労働省が公表した令和6年財政検証における経済前提のうち、「高成長実現」「成長型経済移行・継続」「過去30年投影」の3ケースを前提に計算しています。

加入者数の見直し

軽減保険料率を設定するに当たっては、将来の加入者数を見込む必要があります。

将来の加入者数については、現在、大学・幼稚園をはじめ増加傾向にある学校種別において、加入者数の伸びが11年度まで続くものとして推計しています。

また、12年度以降の各年度末においては、学校種別ごとの加入者数が、各々の学齢対象人口（※5）に比例して減少していくように推計しています。

※5 学齢対象人口

国立社会保障・人口問題研究所が5年に発表した、日本の将来推計人口の中心位（出生・死亡）推計に基づいています。

再計算の結果

今回の再計算では、複数の経済前提のいずれのケースでも、

①経過的職域加算給付にかかる実支出額の現在額は、これを賄うべき財源である経過的長期給付積立金（5年度末1兆9893億円）を下回ることが確認されたため、経過的職域加算給付の支給に支障はありません（表1）。

②そのうえで、さらに保険料を法律上の最大軽減幅で軽減（表2）したとしても、経過的長期給付積立金から経過的職域加算給付にかかる実支出額の現在額を除いた額で、保険料負担軽減額の現在額を賄える見通しです。

なお、7年4月から適用される軽減保険料率については、12頁のとおりです。

表1 経過的職域加算給付にかかる実支出額の見通し

(単位：億円)

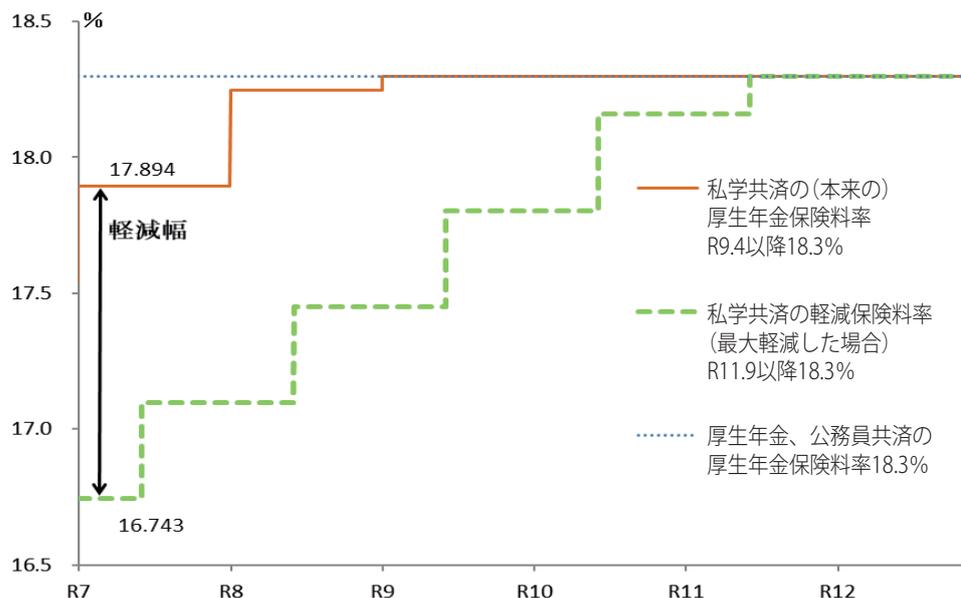
年 度		高成長実現 ケース	成長型経済 移行・継続ケース	過去30年 投影ケース
令和	西暦	実支出額	実支出額	実支出額
6	2024	439	439	439
7	2025	453	453	452
12	2030	530	529	502
17	2035	588	585	519
22	2040	620	612	506
27	2045	636	604	463
32	2050	630	576	398
37	2055	588	523	323
42	2060	508	440	243
52	2070	311	255	112
62	2080	122	95	33
72	2090	21	16	4
82	2100	1	1	0
92	2110	0	0	0
102	2120			
実支出額の現在額		9,889	9,749	10,542

表2 保険料負担軽減額の見通し

(単位：%、億円)

年 度		軽減幅（最大）		保険料負担軽減額（最大）		
令和	西暦	4～8月	9～翌年3月	高成長実現 ケース	成長型経済移行・ 継続ケース	過去30年 投影ケース
6	2024	1.151	0.797	332	332	332
7	2025	1.151	0.797	342	341	340
8	2026	1.151	0.797	354	353	346
9	2027	0.849	0.495	260	258	248
10	2028	0.495	0.141	128	127	120
11	2029	0.141		29	29	27
保険料負担軽減額（最大）の現在額				1,293	1,290	1,294

参考 保険料率の状況



※再計算結果等の詳細は、私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶年金等給付▶年金財政関係▶令和6年再計算結果〕をご覧ください。

令和7年度の掛金等の率

数理統計室

令和7年度の掛金等の率は、7年1月23日開催の共済運営委員会において了承され、表のとおりとなりましたのでお知らせします。

◆短期給付等掛金率

・短期給付分掛金率

現行の掛金率8・771%を据え置きます。

・介護分掛金率

私学事業団が負担すべき介護納付金が前年度に比べて約17億3千万円減少します。

このため、4月から現行の1・692%を0・132ポイント引き下げ、1・560%となります。

なお、介護分掛金率については、厚生労働省からの事務連絡等による諸係数を基に、本事業団が負担すべき介護納付金の額を算出し、その額を私学共済制度における介護保険第2号被保険者の当該年度の標準報酬月額及び標準賞与額の総額で除して求めることになっていきます。

◆退職等年金給付掛金率

現行の掛金率1・50%を据え置きます。

なお、経過的職域加算給付及び軽減保険料率の見直しに関する令和6年再計算（以下「再計算」といいます。10頁参照）において、経過的職域加算給付を整理する職域年金経理から退職等年金給付勘定へ繰入れ可能な額を検証した結果、退職等年金給付掛金の負担軽減を図るため、引き続き5年間標準報酬月額及び標準賞与額に対し0・3%に相当する額を繰り入れることになりました。

このため、7年4月からの実行上の掛金率は、現行と同様この繰入率を差し引いた1・20%（1・50%－0・3%）となります。

◆加入者保険料率（軽減保険料率）

再計算（10頁参照）の結果、7年4月～11年8月まで保険料の軽減が可能となりました。

7年度の軽減後の加入者保険料率（軽減保険料率）は4月～8月が現行と同率の16・743%、9月～8年3月が17・097%となります。

◆子ども・子育て拠出金率

現行の0・36%に据え置かれます。

表 令和7年度の掛金等の率

①40歳以上65歳未満の加入者

() 内は改定前の掛金等の率 (単位：%)

加入者種別	短期給付等掛金率※2				退職等年金給付掛金率※3	加入者保険料(軽減保険料率)※2	合計
	短期給付分	福祉事業分	介護分	計			
甲種加入者	8.771	0.250	1.560 (1.692)	10.581 (10.713)	1.20	16.743[8月まで] 17.097[9月から] (16.743)	28.524[8月まで] 28.878[9月から] (28.656)
乙種加入者等※1	8.771	0.195	1.560 (1.692)	10.526 (10.658)	—	—	10.526 (10.658)
丙種加入者	—	0.195	—	0.195	1.20	16.743[8月まで] 17.097[9月から] (16.743)	18.138[8月まで] 18.492[9月から] (18.138)
任意継続加入者	8.771	0.125	1.560 (1.692)	10.456 (10.588)	—	—	10.456 (10.588)

②40歳未満及び65歳以上の加入者

(単位：%)

加入者種別	短期給付等掛金率※2				退職等年金給付掛金率※3	加入者保険料(軽減保険料率)※2	合計
	短期給付分	福祉事業分	介護分	計			
甲種加入者	8.771	0.250	—	9.021	1.20	16.743[8月まで] 17.097[9月から] (16.743)	26.964[8月まで] 27.318[9月から] (26.964)
乙種加入者等※1	8.771	0.195	—	8.966	—	—	8.966
丙種加入者	—	0.195	—	0.195	1.20	16.743[8月まで] 17.097[9月から] (16.743)	18.138[8月まで] 18.492[9月から] (18.138)
任意継続加入者	8.771	0.125	—	8.896	—	—	8.896

※1 乙種加入者等は、短期給付のみ適用者（乙種加入者、協定特例加入者、放送大学・法科大学院等への公務員派遣加入者）です。

※2 掛金等の率の改定時期については、短期給付等掛金率は4月、加入者保険料率（軽減保険料率）は9月となります。

※3 退職等年金給付掛金率（1.20%）は、納付していただく掛金を算定する際に用いる本来の掛金率1.50%から繰入率0.3%を差し引いた実行上の率を掲載しています。

注 都道府県補助金がある場合は、標準報酬月額にかかる加入者保険料に対し補助されます。標準賞与額にかかる加入者保険料に対しては補助されません。

Vol.1 健康経営とは／学校法人 藤田学園の取り組み事例

健康経営とは

近年、注目を集めている「健康経営」という言葉をご存知でしょうか。健康経営とは、「従業員の健康保持・増進の取り組みが、将来的に企業の収益性向上や持続可能な経営を実現するための重要な投資である」と捉え、戦略的に従業員の健康管理を実践する考えです。労働人口が減少している中で、生産性の向上や従業員の意欲向上が求められています。

◆教育現場における健康経営のメリット

- 健康経営の取り組みにより、職場環境の改善や職員の健康増進を図ることと、生産性の向上や離職率の低下、職員の働きがいの向上に繋がります。
- 教職員不足が深刻である教育現場では、求職者や教職員からの職場に対するイメージは非常に重要であり、人材確保の観点でも健康経営は重要な役割を果たします。
- 学校特有のメリットとして、教職員の健康が向上することで、離職や休職が減り、生徒に対し、より質の高い教育の提供も期待できます。さら

藤田学園の取り組み事例

に、教職員の健康意識が高まること、生徒の健康意識にも良い影響を及ぼす可能性が高いと考えられます。教育現場においても健康経営に取り組むことは非常に重要です。

◆私学事業団の目指すところ

私学事業団は、加入者の健康増進の観点から、健康経営が教育現場で普及していくことを目指しています。本特集における事例が、健康経営に取り組む学校のきっかけや今後の取り組みの一助となれば幸いです。

学校法人 藤田学園の取り組み事例

学校法人藤田学園は、愛知県豊明市にある教職員数約7千人の教育機関です。「健康経営優良法人(※)2024」に認定されています。健康経営に取り組む経緯やその内容について、法人本部人事部厚生課にお聞きしました。

※健康経営優良法人とは、経済産業省の健康経営にかかる顕彰制度のことです。

◆健康経営に取り組むきっかけ

少子高齢化に伴い、働き手の不足が見込まれる中で、若年層へ福利厚生の手厚さをアピールしたいと考えていた

ときに、健康経営優良法人認定制度を知ったことがきっかけでした。認定を取得することで広く大学の強みとなり、対外的なアピールになることを理事長と共有し、賛同を得られたので活動を開始しました。

◆推進体制

経営層や各事業所の健康診断を担う健康管理部、産業医と定期的に意見交換を行いながら進めています。多忙な関係部署の協力を得るため、新規施策の導入ではなく既存の施策を強化する方針とし、施策の推進が、二次健診の受診率が低い等の現場が抱える課題の解決にも繋がることを共有しました。

◆具体的な取り組み内容

生活習慣の改善に向けてさまざまな取り組みをしています。食堂でカロリーを抑えながらも食べ応えのあるメニューを提供している他、大学体育館のトレーニング室を職員向けに開放し、終業後に利用できる環境にしています。また、医療従事者も多いため、各自が都合のよいタイミングで参加できるように、スマートフォンを利用したウォーキングイベントを開催しました。いずれの取り組みも多くの教職員が参加しており、健康意識が高まったと感じています。

◆目標を達成した取り組み

「ストレスチェック参加率90%以上」の目標を達成しました。未実施者への直接の声掛けや、出退勤時のカード

リーダーの真横に案内を貼るなど積極的に働きかけたことが目標達成に繋がったと思います。

◆今後の目標

介護離職の増加や女性職員の割合の高さから、今後は仕事と介護の両立に向けた支援や女性の健康課題に関する施策をより充実させたいです。また、私学事業団が保健事業で取り入れたPEPUPの利用も生活習慣の改善に効果的と考えており、イベント等で普及させたいです。

◆取材を終えて

健康経営優良法人に認定されたメリットを意識し、積極的に取り組まれていることが印象的でした。教職員の健康増進に向けて、経営層や他部署と連携し、学校全体で取り組みを推進することの重要性を実感しました。

詳しい取材内容については、今後、私学共済ホームページに掲載する予定です。

【取材】福祉部保健課



学校法人藤田学園

採用時の手続き

— 資格・短期給付・貯金事業・貸付事業 —

加入者の資格取得 業務部 資格課

教職員等を採用したときは、採用日から5日以内に「資格取得報告書DL」を提出してください。

採用した教職員等が75歳以上（後期高齢者医療制度の被保険者）でも資格取得の報告は必要です。

なお、4月1日採用予定者は、事前受付を利用してください（本誌2月号又は私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内〕資格と掛金等）加入者とは▼加入者となる時▼資格取得・資格喪失報告書の事前受付〕参照。

◆提出する書類

①「資格取得報告書DL」

新規資格取得：初めて私立学校に採用された場合

②継続資格取得：前任校を退職した日又はその翌日に後任校に採用された場合

③再資格取得：過去に私学共済の加入者であった人や、私学共済の任意継続加入者が再び私立学校に採用された場合

注 同一法人で複数の学校を有する場合は、必ず所属する（実際に勤務する）学校記号番号で「資格取得報告書DL」

を作成し提出してください。

(2)「所属学校等変更報告書DL」

同一法人内で別の学校に異動になった人は、必ず後任校から「所属学校等変更報告書DL」を提出してください。

◆「資格取得報告書DL」記入上の注意

(1)資格確認書発行要否欄

加入者証等の廃止に伴い令和6年12月から新しく追加しています。「発行が必要」にチェックした人には「資格確認書」を交付します。「発行は必要ない」にチェックした人には「資格情報のお知らせ」を交付します。記入がないと返送する場合がありますので、記入もれのないよう注意してください。

(2)マイナンバー欄

学校法人等で本人確認（加入者のマイナンバー確認と身元（実在）確認）を行い、正確に記入してください。

(3)基礎年金番号欄

基礎年金番号の記入がないと返送となります。基礎年金番号が分からないときは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

20歳未満の人や来日直後の外国人で基礎年金番号を持っていないときは、基礎年金番号欄の「2. 無」を○で囲み、必ず理由を記入してください。

(4)住所欄

住民票の住所を記入してください。35字以内で記入し、フリガナも必ず記入してください。「・」「&」等の記号やローマ数字及びアルファベットは使用できません。

(5)加入者氏名欄

住民票に登録の氏名を記入してください。

・JIS第一・第二水準の文字を使用するようお願いします。

・フリガナ欄：漢字欄↓16字以内とし、氏と名の区切りに1か所スペースを入れます（ミドルネーム等がある場合でも区切りは1か所のみ）。

・フリガナ欄↓カタカナで、濁点や半濁点も一字で記入します。小さいカタカナ文字（「ジョン」の「ヨ」等）は、大きいカタカナ文字で登録します。

・漢字欄↓アルファベットを使用する場合は、大文字のみとなります。

被扶養者の認定 業務部 資格課

「被扶養者認定申請書DL」（以下「申請書」といいます）と添付書類を資格取得日から必ず30日以内に提出してください。

30日を過ぎた場合は、私学事業団で申請を受理した日が被扶養者の認定日となります。

◆申請書提出時の注意

(1)資格確認書発行要否欄

上記「資格取得報告書DL」記入上の注意(1)資格確認書発行要否欄を参照してください。

(2)期日までに添付書類が整わない場合 申請書のみを30日以内に提出してください。申請書を受付後に返送しますので、速やかに添付書類を整えて、一括して再提出してください。

注 申請書が返送される前に添付書類のみを別送しないでください。処理の遅れや誤りにつながるため、添付書類は返送することがあります。

(3)加入者等記号・番号の決定前に提出する場合 学校記号番号までを必ず記入してください。

(4)認定対象者の住所欄

加入者と同じ住所であっても必ず記入してください。マイナンバーの確認や住民票情報等取得するためには、認定対象者の住所の情報が必要です。

(5)マイナンバー欄

被扶養者のマイナンバーは加入者が確認し正確に記入してください。

(6)継続資格取得や所属学校変更の場合 被扶養者に変更がなければ継続して認定しますので、申請は不要です。

注 前任校が丙種校（年金のみ適用校）の場合や再資格取得の場合は申請が必要で、任意継続加入者からの再資格取得は、「申請書の添付書類」(2)をご覧ください。

◆申請書の添付書類

(1)新規資格取得や再資格取得の場合

被扶養者の年齢や続柄、収入の有無や種類等により、認定に必要な添付書類は異なります。

詳細は、私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▼資格と掛金等▼被扶養者とは▼被扶養者認定申請に必要な添付書類〕又は「事務の手引」104～126頁をご覧ください。

なお、次の書類は、マイナンバーを利用した情報連携により、原則として添付を省略できます。

- ・住民票（加入者が世帯主の場合）
 - ・戸籍謄本（加入者と同居の配偶者・子・父母のみ）
 - ・所得証明書（非課税証明書）（過去3年間無収入の場合）
 - ・雇用保険の離職票
- ただし、照会先の機関からの回答に時間を要する等の理由により情報が取得できない場合は、書類の提出を求めることがありますのでご了承ください。

(2)任意継続加入者が再資格取得をし、被扶養者を引き続き申請する場合

「被扶養者認定申請書DL」の余白に任意継続加入者であったときの加入者番号と「任意継続からの再取得」と朱書きすること添付書類を省略できます。

(3)他の健康保険制度（国民健康保険を除きます）から1日も空けず引き続き資格取得する場合

①配偶者と子の認定申請に限り、前の

制度で被扶養者として認定されていたことがわかる書類として、続柄や収入確認のための添付書類を、資格確認書の写し、資格情報通知書（資格情報のお知らせ）の写し、健康保険証の写し又は資格証明書原本（続柄、生年月日が確認できるもの）に代えることができます。

②子のみを認定申請する場合で、学校法人等から扶養手当が支給されないときは、①の他に加入者と配偶者の収入を比較する次の書類が必要です。

- ・加入者の年収見込証明書（被扶養者認定申請書DL）の加入者の年間収入欄への記入）
- ・配偶者の年収見込証明書又は前年の源泉徴収票の写し

※死亡・離婚等により配偶者がいない場合は、加入者の戸籍謄本が必要となります。

◆国民年金第3号被保険者の届け出

65歳未満の加入者が20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者として認定申請する場合は、「国民年金第3号被保険者関係届出DL」を同時に提出してください。

資格取得等にかかる通知が届く前に保険診療を受けるとき

業務部 資格課、短期給付課

◆加入者等記号・番号が決定又は被扶養者の認定が完了している場合

マイナ保険証利用が開始できるまで、

又は資格確認書が届くまでの間に医療機関等を受診する場合は、学校法人等が加入者等に「療養資格証明書」を発行することができます。ただし、加入者等記号・番号や被扶養者認定日が確定しないと発行することはできません。発行前に必ず本事業団に確認し、無資格受診とならないよう注意してください。詳細は、私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▼資格と掛金等▼証明書などの交付▼療養資格証明書〕又は「事務の手引」63～64頁をご覧ください。

◆加入者等記号・番号等が未決定の場合

医療機関等の窓口で、一旦医療費を全額自己負担し、加入者等記号・番号等が決定した後、一部負担金（原則3割）以外の保険診療分を、療養費・家族療養費として請求できます。「療養費・家族療養費等請求書DL」に医療機関等の証明を受けた「診療報酬領収済証明書DL」（※）を添付して提出してください。

※「領収書」の原本と「診療報酬明細書（レセプト）」の写しでも可

継続資格取得者の福祉事業

福祉部 貯金・貸付課

◆積立貯金

積立貯金に加入している人が継続資格取得したときは、自動的に積立が一時中断となります。積立を再開する場

合、「積立金明細書」に対象者の氏名、加入者番号、リユウホ2の表示等が記載されていることを確認したうえで「積立復活届書」を提出してください。（「事務の手引」779～780頁参照）。

◆積立共済年金・共済定期保険

積立共済年金又は共済定期保険に加入している人が継続資格取得したときは、自動的に継続加入となるため手続きは不要です。なお、継続資格取得時に住所及び振替口座の変更をする場合、積立共済年金加入者は「積立共済年金振替口座・住所変更依頼書」を、共済定期保険加入者は「共済定期保険事業振替口座・住所・電話番号変更届出書」を提出してください。

◆貸付け

(1)一般、教育、結婚、災害、医療・介護貸付
前任校で退職手当等が支給されたときは、任意償還を勧めてください。ただし、住宅貸付以外の貸付けを利用している人が継続資格取得したときは、後任教から「異動報告書DL」を提出すること、引き続き定期償還ができます。

(2)住宅貸付
住宅貸付を利用している人に前任校から退職手当等が支給されたときは、継続資格取得をしても、前任校で即時償還しなければなりません。万一、退職手当等で全額償還できないなどの場合、次のとおり手続きをしてください。

①前任校の手続き

退職手当等の額が即時償還額よりも

少ないときは、退職手当等の支給額を明記した「退職手当支給証明書DL」(任意書式でも可)を提出してください。本事業団から送付する支給額に応じた即時償還額の通知等を使用し、学校法人等が払い込んでください。事情により退職手当等が支給されないときは、「退職手当不支給理由書」(任意書式)を提出してください。

②後任校の手続き

次の書類を提出することで即時償還を取り消して定期償還を継続することができま

- ・「異動報告書DL」
- ・「退職手当引当承諾書DL」
- ・「団体信用生命保険申込書兼告知書(だんしん告知書)DL(※)」

※ 団体信用生命保険に継続して適用を希望する場合に提出

前任校が「資格喪失報告書DL」を事前受付で提出した場合は、4月分の定期償還の「払込取扱票」を後任校宛てに送付します。借受人から償還額を預かり、後任校が払い込んでください。なお、借受人には、即時償還が取り消しになった旨を前任校に連絡するよう、説明してください。

詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼「福祉事業」▼「加入者貸付」▼「継続資格取得(法人が異なる学校間を異動)したときの償還」又は「事務の手引」943(945頁をご覧ください)。

人間ドック利用費用補助

福祉部 保健課

自己負担により人間ドックを利用した場合、補助金を支給する制度です。

◆対象となる人

人間ドック受診日において、満35歳以上の加入者(任意継続加入者を含みます)及び被扶養者並びに75歳以上で引き続き勤務している教職員(被扶養者を除きます)

◆補助対象となる人間ドック

私学事業団で定めた基準検査項目をすべて実施した人間ドックが対象です。契約施設では、基準検査項目をすべて満たすコースを設定しています。一覧は私学共済ホームページ「私学事業団のご案内」▼「福祉事業」▼「割引情報」▼「契約施設検索」に掲載しています。

契約施設以外で受診する場合、基準検査項目をすべて満たしていることを必ず事前に確認してください。

なお、学校法人等に対する補助事業ではないため、学校内の健康診断及び学校法人等が福利厚生の一環として行う健康管理などは補助の対象となりません。

◆必要書類

- ・「人間ドック利用補助金請求書DL」
- ・この他に受診日時点で40歳(当該年度中に到達する人を含みます)から74歳までの被扶養者及び任意継続加

入者は次の二つも必要です。

- ・「標準的な質問票DL」
- ・「健診結果記入票DL」又は人間ドックの検査結果(写し)

◆請求方法

- ①健診施設で人間ドックを受診した際、「人間ドック利用補助金請求書DL」に領収証明を受けてください(領収証明を受けられない場合は、領収書原本を添付してください)。
- ②所属学校法人等を経由して、本事業団に必要書類を提出してください。

任意継続加入者は、本事業団に直接提出してください。

- ③補助金は原則として1か月〜2か月で、学校法人等(任意継続加入者は登録口座)に送金します。

◆注意事項

補助対象者や申請方法、補助金の送金方法等は、受診日時点での資格によって決定します。

例えば、3月31日に学校法人等を退職し資格を喪失する人が、3月31日までに受診した場合、4月1日以降に書類を提出しても補助対象となります。必要書類は受診日時点で所属していた学校法人等に提出してください。補助金は当該学校法人等へ送金します。

◆補助内容

- ・補助回数 年度内1回
- ・補助率 利用料金の50%(消費税を除く)
- ・補助上限額 20,000円

共済定期保険にかかる
学校加入コースのご案内

福祉部 貯金・貸付課

学校法人等の福利厚生制度(弔慰金・死亡退職金等)におすすめです。

学校加入コースは、学校法人等に所属する加入者が、病気や不慮の事故による死亡又は高度障害となった場合に備え、保障する制度です。

学校法人等が保険料を負担し、死亡保険金は加入者の遺族に、高度障害保険金は加入者本人に直接支払われます。

この保険料は、原則全額損金として処理できます。

収支決算を1年ごとに行い、剰余金が生じた場合は、配当金を登録口座へ振り込みます。

(参考) 令和5年度配当率約40・65%

◆保障額

- ・10万円から300万円の10種類の中から選択できます。
- ・全員一律又は加入者別に保障額を設定することができます。

◆加入申込期間

(7年10月1日加入)
7年6月2日〜30日【必着】

注 詳細は、5月下旬に送付する後期募集パンフレットをご覧ください。

【参考】老齢・退職の年金の受給要件

●老齢厚生年金の受給要件

平成27年10月以降において①～③の要件をすべて満たした時点で受給権が発生します。ただし平成27年9月までに退職共済年金の受給権が発生する場合は除きます。

	特別支給	本来支給
①	支給開始年齢(※1)に達していること	65歳に達していること
②	厚生年金(私学、一般及び公務員)の加入期間の合計が1年以上あること	1か月以上の厚生年金(私学共済)の加入期間があること
③	受給資格期間を満たしていること(※2)	

●退職共済年金の受給要件

平成27年9月以前において①～③の要件をすべて満たした時点で受給権が発生します。

	特別支給	本来支給
①	支給開始年齢(※1)に達していること	65歳に達していること
②	私学共済の加入者期間が1年以上あること	私学共済の加入者期間が1か月以上(在職中の場合は1年以上)あること
③	受給資格期間を満たしていること(※2)	

※1 支給開始年齢(特別支給)

生年月日	年齢
昭和28年4月1日以前	60歳
昭和28年4月2日～30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後(特別支給はありません)	65歳

※2 老齢・退職の年金を受けるために必要な受給資格期間は、平成29年8月に、原則25年から10年に短縮されました。

●退職年金(新3階年金)の受給要件

平成27年10月以降の加入者期間を有している人が、次の①～③の要件をすべて満たした時点で受給権が発生します。

①	65歳以上であること
②	引き続き私学共済制度の加入者期間が1年以上あること
③	退職していること(70歳みなし退職を含みます)

年金の時効に注意しましょう
年金請求の時効は5年です

年金部

年金を受ける権利は、請求手続きをしないまま受給権が発生した日の翌日から5年を経過すると、原則として時効により消滅します。

年金請求が5年を経過してからになつてしまった場合は、時効完成前(5年以内)に請求手続きができなかった理由を書いた申立書を年金請求書に添付していただきます。申立書の内容を

審査し、やむを得ない理由であったことが認められた場合は、年金の決定を行う取り扱いとなっています。

ただし、この場合でも、年金の支払いは請求時点から5年間しか遡ることができません。年金の受給権を時効により消滅させないためにも、請求時期を確認し、時効完成前に請求手続きをしてください。

無効の加入者証等の回収と返納のお願い

業務部 資格課

令和6年11月以前は加入者に「加入者証」被扶養者に「加入者被扶養者証」6年12月以降は交付を必要とした人には「資格確認書」(以下「加入者証等」といいます)を一人1枚ずつ交付しています。

加入者証等の返納事由に該当したときは、すでに交付している加入者証等は無効となります。

無効となった加入者証等は必ず私学事業団に返納してください。

無効となった加入者証等を使用して保険診療等を受けると、後日、医療費等を返還することになりますので、注意してください。

加入者証等の主な返納事由

- ① 加入者が退職(資格喪失)したとき
 - ② 所属学校を変更したとき
 - ③ 氏名を変更・訂正したときや生年月日・性別を訂正したとき
 - ④ 被扶養者の取り消しをしたとき
 - ⑤ 後期高齢者医療制度に該当したとき
- ・ 75歳に到達したとき
 - ・ 65歳以上75歳未満で、一定の障害状態にあると広域連合に認定されたとき

◆加入者証等の返納

本事業団では、加入者証等の回収記

録を個別に管理し、回収が確認できるまで督促を行い、回収強化に努めます。紛失等により加入者証等が返納できない場合は、「資格確認書返納不能届書DL」を本事業団に提出してください。返納(又は返納不能届)が一定期間確認できない場合は、学校法人等に対して「加入者証等回収調査票」を送付しますので、記入して返送してください。

◆任意継続加入者証等の返納

任意継続加入者期間が終了したときや、返納の事由に該当したときなど、無効となった「任意継続加入者証」「任意継続加入者被扶養者証」「資格確認書」は必ず本事業団に返納するよう、退職時に案内してください。

加入者貸付の利率が変更します
(令和7年5月から)

福祉部 貯金・貸付課

預託金利率の変動に伴い、令和7年5月1日より、変動金利の貸付け(一般、教育、結婚、住宅、医療・介護)における貸付利率が年利1・26%から1・76%に上がります。

5月定期償還より償還額が変わりますので、借受人が所属している学校法人等に対して、3月中旬に利率変更後の定期償還額を通知します。

なお、事前の償還額のお問い合わせには、回答できませんのでご了承ください。

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm共済業務 <https://www.pmac.shigaku.go.jp/> (私学共済ホームページ)

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者等記号・番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

資格取得・資格喪失報告書の事前受付

令和7年3月3日から、3月31日退職者及び4月1日採用予定者の届け出の事前受付を実施しています。資格確認書又は資格情報のお知らせ等(以下「資格確認書等」といいます)は決定(処理)後に順次発送します。

決定日: 受付から8日~10日後の火・金曜日

資格確認書等の発送: 決定日から3日後

- ・継続資格取得者については、前任校の資格喪失が確認できるまで保留となります。
- ・「資格取得報告書DL」「被扶養者認定申請書DL」は旧用紙を使用できません。必ず私学共済ホームページから**新用紙をダウンロードして使用**してください。
- ・書類提出から約2週間は、処理状況に関する照会を控えてくださるよう、ご理解とご協力をお願いします。

【業務部 資格課】

特定健康診査受診券(セット券)の有効期限は令和7年3月31日です

令和6年6月に加入者の登録住所宛てに送付した被扶養者の「特定健康診査受診券(セット券)」の有効期限は、7年3月31日(月)です。

被扶養者の健康管理のため、被扶養者へ受診勧奨するよう、加入者に周知してください。

特定健診を受診できる施設は、私学共済ホームページ[私学共済事業のご案内▶福祉事業▶特定健康診査・特定保健指導▶特定健診・保健指導機関(病院)一覧]に掲載していますので参考にしてください。

【福祉部 保健課】

共済定期保険の配当金の送金

令和6年度配当金は、6年10月1日現在の共済定期保険加入者を対象とし、7年6月下旬に送金の予定です。

現在届け出ている指定金融機関(保険料振替口座)の口座解約や改姓による名義変更又は金融機関の統廃合による支店名や口座番号の変更がある場合は、4月10日(木)までに「共済定期保険事業 振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。

期限までに変更申出書の提出がないと、配当金の送金が遅れる場合がありますので、速やかに届け出てください。

【福祉部 貯金・貸付課】

資格喪失を事前受付で報告したときの貸付金の償還

事前受付で資格喪失を確認したとき、定期償還は3月分までとなります。4月1日以降に資格喪失を確認したときは、4月分以降の定期償還も発生します。

【福祉部 貯金・貸付課】

私学共済ブックの全加入者への配付を終了します

隔年発行していた私学共済ブックは、令和6年1月発行の「2024・2025」版をもって全加入者への配付を終了し、今後は、新規加入者向けの冊子として見直します。詳細は私学共済ホームページ[私学共済事業のご案内▶刊行物▶広報刊行物一覧]をご覧ください。

【広報相談センター 広報班】

令和7年度の任意継続加入者にかかる標準報酬月額の上限額

令和7年4月からの任意継続加入者にかかる標準報酬月額の上限額は、380,000円となります。

なお、7年度の「任意継続掛金早見表」は3月上旬に送付する予定です。

【業務部 資格課、掛金課】

3月の共済業務スケジュール

3日(月)	資格 事前受付開始 貸付 送金
6日(木)	貸付 2月分定期償還期限
10日(月)	貯金 払込期限(必着)
14日(金)	貸付 4月2日送金申込・任意償還申出締め切り
21日(金)	貯金 送金
24日(月)	貸付 送金
25日(火)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(金)	掛金等 2月調定口座振替(自振校のみ) 貸付 3月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(月)	貸付 4月22日送金申込締め切り 特健 特定健康診査受診券(セット券)有効期限 掛金等 2月調定納期限

4月の共済業務スケジュール

2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 3月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限(必着)
15日(火)	貸付 5月2日送金申込・任意償還申出締め切り

INFORMATION

〔月報私学〕はホームページにも掲載しています

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

助成業務貸付金残高証明書の発行

●学校法人への残高証明書の発行

助成業務の貸付残高のある全学校法人に対し、令和7年3月31日現在の貸付金残高証明書1部を4月下旬に送付する予定です。発行願を提出する必要はありません。

ただし、以下の①又は②に該当する場合は、学校法人番号・法人名・使用目的・証明年月日・必要部数を明記し、契約証書に使用した理事長印を押印した「残高証明書の発行願」(A4判任意様式)と「返信用封筒(長3定型で切手を貼付したもの)」を同封のうえ、提出してください。

①年度末現在の残高証明書を2部以上必要とする場合

②年度末現在以外の時点での残高証明書を必要とする場合

なお、6年度末時点において残高がない場合には、残高証明書を発行しませんので、ご了承ください。

●会計監査人への残高証明書の発行

会計監査人宛での残高証明書は、私学事業団から直接監査人に発行します。必要とされる学校法人は、残高証明書発行願に当たる「確認依頼状」(公認会計士協会所定様式)と送付先の監査人の住所・名称(氏名)を明記した「返信用封筒(表書に『学校法人〇〇学園監査資料』・『学校法人番号』を併記し、切手を貼付したもの)」を提出してください。返信用封筒サイズは長3定型でお願いします。

発行時期は4月下旬から5月上旬となります。

【融資部 融資課】

☎03(3230)7871~7874

Eメール yushi@shigaku.go.jp

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内(令和7年3月分)

助成業務の学校法人等向け貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付した「償還年次表」及び令和7年2月下旬に送付した「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」を参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座に入金してください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日(本事業団の口座に入金された日)までの期間について、延滞金が発生しますのでご注意ください。

また、償還金の振り込みに当たっては、次の点に留意してください。

- ①「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」の「振込依頼書」を使用し、**電信扱い**にしてください。
- ②インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の**法人番号と法人名を通信欄**に入力して、お振り込みください。
- ③償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず**学校法人単位**で一括してお振り込みください。

※令和6年度(3月15日ご返済分)より、学校法人が希望される場合、**預金口座振替(金融機関自動引き落とし)**により、貸付金をご返済いただけるようになりました。詳しくは融資課までお問い合わせください。

※私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶融資▶貸付金にかかるご返済について(令和7年3月分)〕も併せてご確認ください。

※共済業務における積立貯金・加入者向け貸付事業については、取り扱い及び担当部署が異なりますので、ご注意ください。

【融資部 融資課】

☎03(3230)7871~7874

Eメール yushi@shigaku.go.jp

助成業務の貸付金に関するお願い

助成業務の貸付金をご利用中の学校法人において、次の①~④の事項に該当する変更が生じた場合には、お手数ですが、融資課まで連絡をお願いします。

①連帯保証人に変更が生じる場合

例：連帯保証人となっている理事長が退任し、新たな理事長が就任する 他

②担保物件に第三者のための新たな権利を設定する場合

例：私学事業団の抵当権の後順位に銀行の抵当権を設定する 他

③担保物件に変更を加える場合

例：担保とした土地を分筆あるいは合筆する、担保とした土地の上に建物を建築する、担保とした建物を取り壊す 他

④融資の対象事業を当初の目的から変更する場合

例：大学校舎として融資を受けたが、高等学校の校舎に変更する 他

【融資部 融資課】

☎03(3230)7871~7874

Eメール yushi@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから
宿泊予約ができます。



札幌カーテンパレス

〒060-0001 札幌市中央区北1条西6-3-1 ☎011(261)5311(代表)
JR「札幌」駅(南口)から徒歩7分。地下鉄「大通」駅から徒歩5分。札幌駅前通地下歩行
空間6番・8番出口から徒歩3分 <https://www.hotelgp-sapporo.com/>

高層階デラックスルームプラン

1泊素泊り(2名1室/1名様) 6,400円～
(3名1室/1名様)ソファベッド1台使用 5,550円～

取扱期間: 令和7年3月1日～4月30日

特典: アーリーチェックイン14時、入浴剤をプレゼント、
10階以上かつ北海道庁(赤レンガ)向きの宿泊室を確約

- ・予約の際に「月報私学を見た」とお伝えください。
- ・朝食(和洋バイキング)は、チェックイン時のお申し込みで、通常1,800円の
ところ1,500円になります。



鎌倉 あじさい荘

〒248-0021 神奈川県鎌倉市坂ノ下25-4 ☎0467(22)3506
JR「鎌倉」駅から江ノ島電鉄「長谷」駅下車、徒歩8分

長谷プラン

グレードアップした夕食が人気の宿泊プランです。
梅や桜で華やぐ武家の古都・鎌倉にぜひお越しください。

1泊2食(2名1室/1名様) 12,200円～

取扱期間: 通年(年末年始、夏期期間を除きます)

- ・1名1室でご利用の場合、1,500円の割り増しになります。



夕食(イメージ)

融資事業のご案内

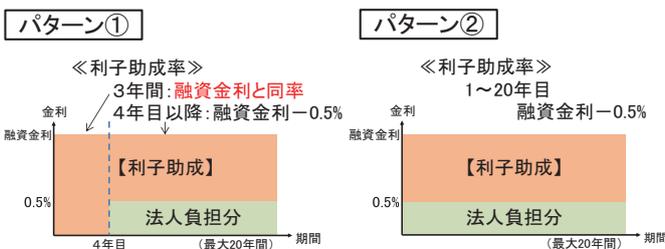
詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業(耐震改築)や、防災(耐震)機能強化の補助金対象となった改修事業(耐震改修)に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。

利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図】



- ※事業を行う学校の種類や事業内容等により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
- ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。
- ※利子助成率の上限は大学等2.1%、高校・幼稚園等1.6%、専門学校・各種学校は0.5%です。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利(令和7年2月現在)

主な事業内容	返済期間(据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 2.30	年% 1.80	年% 1.30	年% 1.30
寄宿舎などの建築・用地取得	2.40	1.90	1.40	—
園バスや備品などの購入	—	—	1.30	(5.5年以内) 1.10

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862~7864、7866~7868
Eメール yushi@shigaku.go.jp